

日本労働同盟 仲鋼工組合新進會

主義 主張

吾人労働者が人類の一員として生命を享受せる以上は生命を保全す可き當然の權を有す故に吾人は自由平等を叫び人前らしき生活の保証を確保せん事を期す
されば吾人は共同互助の精神を尙び過度なる共產主義を排して社會に本仕せんことす
一、我等は團結を固くし地位の向上智識の開發技術の進歩を計らん事を期す
二、我等は勞資の關係に對して團體運動の基礎を確立し時勢の進運に遅れざらん事を期す
三、我等は普通選挙の即時實行を促し併せて治安警察法第十七條の撤廢を期す

仲鋼工組合新進會規程

第一章 名稱、目的、組織 資格

第一條 本組合を仲鋼工組合新進會と稱す

第二條 本組合は日本労働總同盟に加盟す

第三條 本組合は本組合の綱領に基き政綱を實現せしむるを以て目的とす

第四條 仲鋼工場に從業する一般筋肉労働者にして満十六歳以上の男女は本組合員たる資格を有す

第五條 (一)本組合には若干の支部を置く
(二)本組合支部は「工場者しくは」會社に從事する組合員十五名以上三百名以下を以て組織す、三百名以上は更に「支部」を設けることを得但し擴張の見込ある場合は總支部にも分つ事を得

第六條 本組合事務所(本部)は當分大阪府北區西野田十六町六六一安藤園松方に置く

第七條 本組合員たらんと欲する者は規定の様式に従ひ指定事項を明記し加入金及び組合費一ヶ月分以上を添へ申込む事を要す

第八條 本組合は前項の申込に對し本人の資格を調査の上之れを許可し組合員證及び徽章を交付す

第九條 (一)本組合員にして退會せんとする時は其理由を明記し組合員證及び徽章を添へ
(二)本組合員にして故なく組合費二ヶ月以上を滞納したる時は本組合の精神に依り除名する事あるべし

第十條 本組合の會議を左の四種に別つ

(一)總會 (二)代議員會 (三)幹部會 (四)支部委員會
(一)總會は組合長を召集し一年一回以上開催し會務及び會計の報告をなし役員の改選を行ふ

(二)代議員會は幹部會の要求に依り全員を召集開催し重要な事務を審議す、代議員會は決議は代議員の五分の一以上出席し其多數決なる事を要す但し委任狀持参を妨げず

(三)幹部會は理事及び各支部長に依り臨時に開催し事務執行に關する事項を審議す幹部會決議は出席者の多數決に依り採決し其都度組合長に報告し承認を経るものとす

(四)支部委員會は支部長に於いて臨時之れを開催する事を得

第四章 役員

第十一條 本組合に左の役員を置く

(一)組合長、一名 (二)理事、若干名 (三)支部長、若干名 (四)委員、若干名
組合長は代議員會の推薦を経て總會出席者三分の二以上の賛成を得る事を要し本組合の事務一切を統轄す

(二)理事は代議員會の推薦を経て總會出席者の三分の二以上の賛成を得る事を要し本組合の事務を分掌す、而して理事中より一名の常任理事を置く

(三)支部長は支部委員會の選挙に依り任命し理事を輔佐し支部の事務を執行す

(四)委員は各支部の組合員十五名其の端數毎に一名の割合を以ての投票に依り選挙し組合費の徴收其他支部の事務を分掌す猶委員は代議員たる資格を有す

本組合の任期は滿一ヶ年とし再選する事を妨げず

第五章 會計

第十二條 本組合員は組合費として一ヶ月金拾銭を前納するものとす

第十三條 本組合加入金は金拾銭とす

第十四條 本組合本部及び支部の經費は共に組合費の六分の一、を以て之れに充つ

第十五條 組合費の二分の一を以て日本労働總同盟費に充つ

第十六條 組合費の六分の一を以て積立金及び臨時費に充つ

第十七條 本組合の會計報告は機關紙に公表し總會の承認を得るものとす

第六章 資産

第十八條 本組合の資産は左の二項目よりなる

(一)組合本部の収入によりなる財産及び事業又は財産より生ずる収入は組合本部に屬す

(二)支部の収入によりなる財産及び財産より生ずる収入は支部に屬す

第七章 事業

第十九條 本組合は組合の目的を達せんが爲め左の事業を行ふ

(一)教育 (二)職業紹介 (三)出版 (四)法律顧問 (五)購買 (六)労働問題に關する一般調査 (七)其他組合員の福利を増進するに必要なる事業但し細則は別に定む

第八章 附則

第二十條 本規約は代議員會の決議により改正する事を得

第二十一條 本規約は大正十年七月一日より之れを實施す

備考 本規約は第二回代議員會に於いて改正したるものなり

第九章 細則

第一條 本組合理事は左の組合事務を分擔す

(一)總務部 (二)會計部 (三)庶務部 (四)調査部 (五)記録出版部 (六)購買部 (七)宣傳部

(一)總務部は本組合を代表し事務を總理し一切の責に任す

(二)購買部は本規約第十五、六、七條に關する組合費の出納及び其管理及び各支部